

税務課の「平成30年度の運営方針と目標」

税務課長 三瓶 貴雄

1 課の使命と役割

■課の使命・目標（箇条書き）

- ・課税客体の把握に努め、公平で適正な評価・課税を行います。
- ・厳正で公平な徴税事務を執行します。
- ・過年度分の税及び税外収入においても収納向上を図り、自主財源の確保に努めます。
- ・広報及び納税相談等を通して納税者への説明責任を果たします。

■課の役割

- ・町税等の賦課徴収
- ・町税に関する各種相談
- ・町税及び税外収入の滞納処分
- ・納税思想の普及及び滞納防止
- ・納税組合の育成指導
- ・土地、家屋及び償却資産の評価
- ・地籍調査に関する事務

2 課の構成(平成30年4月1日現在)

■職員数	13人
・課長	1人
・町税係	5人
・固定資産税係	3人
・滞納整理係	4人

3 平成30年度の課の運営方針

平成30年度の税務行政を取り巻く環境は、国が示す「平成30年度の経済見通し」によると、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれており、本町においても、震災からの復旧復興関連需要の持続や企業の生産活動の回復により、多くの町民の所得や担税力の向上が見込まれ、回復基調にあるものと予想されます。

このような状況を受け、税務課は職員一丸となり適正課税と公平公正な徴収に一層努め、「第6次矢吹町まちづくり総合計画」に基づいた自治体経営及び「矢吹町復興計画」の実現に必要な財源確保の重責を担っていきます。

具体的には、まず、税滞納対策は、税の公平性を確保する上でも最重要課題であることから、「白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課」と連携し、厳正に事務の執行を進め、差押、公売等の滞納処分を強化します。また、平成28年度から福島県及び県内市町村において、事業主を個人住民税特別徴収義務者として一斉に指定したため、本町でも県と一体となり平成30年度も実施します。

次に、固定資産税については、平成30年度に固定資産税評価替えを実施したことから、納税者に対し課税の根拠や積算根拠の説明を徹底します。また、東日本大震災に起因する新增築や取壊し等の家屋と、それらの家屋の異動に伴う地目の変更や、太陽光パネル等の設置による利用状況の変化が大きい土地について、的確な把握を行うため現地調査を行い、片内地図情報システムへの情報を追加するとともに課税台帳の精査による適正課税に努めます。

最後に、窓口サービス向上と併せ、収納（滞納管理）業務の一元化について、関係課と連携を図り、税並びに各種料金の一括管理に向けた条例等の整備やシステム改修、滞納整理等の手法を検討し、平成30年度から段階的に実施し、収納向上を図ります。

1	土地家屋所在図整備事業	税務課	総合計画・復興計画関連事業
事業の概要・実施方針	<p>地図情報システム上の内容と課税内容を一致させるため、平成26年度より平成28年度まで家屋基礎データ作成委託調査を行い、課税状況の精査を行いました。その調査結果により、職員による現地確認（聞取調査）が必要な家屋があるため、平成29、30年の2ヶ年で家屋現地調査を行い、法務局からの登記情報を基に地図情報システム、課税台帳を整備します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 本年度の現地調査計画の策定 ・9月～ 未確定箇所の現地調査（矢吹地区 232件程度） ・随時 法務局登記異動情報の入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・～12月 未確定箇所の現地調査（矢吹地区 232件程度） ・10月 調査困難物件への文書送付（190件） ・2～3月 地図情報システムと課税データの精査、入力 ・随時 法務局登記異動情報の入力 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋全域現地調査（一棟一筆調査） <p>平成26年度～28年度に実施した家屋基礎データ作成委託調査の内容と課税内容を精査して、職員による現地調査を必要とする家屋について、現地調査（232件程度）、文書による問い合わせ（190件）を行い、地図情報システムと課税台帳を整備します。 ※平成30年に異動があった内容について、法務局登記異動情報を基に3月末までに課税台帳に反映します。</p>		

2	収納率向上対策事業	税務課	総合計画・復興計画関連事業																																			
事業の概要・実施方針	<p>収納率向上のため、滞納者への的確な実態調査と臨戸訪問、文書催告及び納税相談の充実により納税意識の向上を図り、さらに、公金徴収の一元化により、効果的、効率的な滞納処分を実施いたします。 また、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への移管及び地方税法第48条による個人県民税に係る徴収を滞納処分の特例により未収金の縮減に努めてまいります。</p>																																					
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)																																					
	前 期	後 期																																				
	4月 催告書送付、臨戸徴収、電話催告、広域圏移管事案引継選定開始、県税還付金・農業委員会議案債権及び森林再生事業債権調査開始 5月 欠損事案着手、催告書送付（介護） 6月 催告書送付、地方税法第48条徴収引継、滞納繰越処分開始、現年度未納電話催告開始 7月 町外滞納者実態調査、執行停止調査開始 8月 催告書送付（介護・後期含む） 9月 滞納内納税街頭啓発活動	10月 催告書送付、平成31年度広域圏移管者選定 11月 催告書送付（介護・後期含む）、高額滞納者自宅搜索 12月 電話催告、広域圏移管者決定、交付要求執行調査 1月 催告書送付、現年滞納処分開始、広域圏移管事前通知 2月 不納欠損実態調査催告書送付（介護） 3月 国税還付金差押																																				
目標管理	成果目標・数値目標等																																					
	<p>町税現年度課税分は、過去3年の最高徴収率を目標といたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>町民税</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>98.38%</td> <td>（平成27年度）</td> </tr> <tr> <td>固定税</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>98.71%</td> <td>（平成27年度）</td> </tr> <tr> <td>軽自税</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>97.01%</td> <td>（平成27年度）</td> </tr> <tr> <td>国保税</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>90.94%</td> <td>（平成26年度）</td> </tr> <tr> <td>介護料</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>99.09%</td> <td>（平成28年度）</td> </tr> <tr> <td>後期料</td> <td>現年度課税徴収率</td> <td>99.65%</td> <td>（平成28年度）</td> </tr> </table> <p>滞納繰越分は、過去3年間の平均収納率を目標といたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>町民税</td> <td>31.91%</td> <td>固定税</td> <td>23.74%</td> <td>軽自税</td> <td>22.75%</td> </tr> <tr> <td>国保税</td> <td>23.92%</td> <td>後期料</td> <td>73.92%</td> <td>介護料</td> <td>32.56%</td> </tr> </table> <p>※上記数値目標は、平成30年4月11日時点の数値を採用している為、仮の数値目標です。6月上旬には、数値目標を確定いたします。</p>			町民税	現年度課税徴収率	98.38%	（平成27年度）	固定税	現年度課税徴収率	98.71%	（平成27年度）	軽自税	現年度課税徴収率	97.01%	（平成27年度）	国保税	現年度課税徴収率	90.94%	（平成26年度）	介護料	現年度課税徴収率	99.09%	（平成28年度）	後期料	現年度課税徴収率	99.65%	（平成28年度）	町民税	31.91%	固定税	23.74%	軽自税	22.75%	国保税	23.92%	後期料	73.92%	介護料
町民税	現年度課税徴収率	98.38%	（平成27年度）																																			
固定税	現年度課税徴収率	98.71%	（平成27年度）																																			
軽自税	現年度課税徴収率	97.01%	（平成27年度）																																			
国保税	現年度課税徴収率	90.94%	（平成26年度）																																			
介護料	現年度課税徴収率	99.09%	（平成28年度）																																			
後期料	現年度課税徴収率	99.65%	（平成28年度）																																			
町民税	31.91%	固定税	23.74%	軽自税	22.75%																																	
国保税	23.92%	後期料	73.92%	介護料	32.56%																																	

3	行政情報の積極的な発信	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>課税通知書やリーフレットに「課税根拠」、「納付方法」、及び「各種減免等の申請等」を記載し、情報発信を行います。</p> <p>また、町のホームページや広報やぶきにより、町税に限らず国税や県税等についても情報発信を行います。</p> <p>さらに、当初課税通知書発送時に滞納することによる「行政サービスの制限」、「健康保険証の有効期限の短縮」等のペナルティが課せられることについて周知を行い、納期限内の納付を啓発します。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	5月 平成30年度納税ごよみの全戸配布・軽自動車税、固定資産税に関する情報の提供 6月 町県民税に関する情報の提供 7月 国民健康保険税、介護保険料に関する情報の提供 8月 後期高齢者医療保険料に関する情報の提供 9月 「税を考える週間」に伴う啓発活動の実施	12月 町内小学校において「租税教室」の開催 1～2月 所得税、住民税申告に関する情報の提供 3月 軽自動車の移転・抹消手続きに関する情報の提供	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	町ホームページ、広報誌及び啓発活動の実施により税に関する情報を発信いたします。		

4	事務処理のマニュアル化の推進	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>税の賦課徴収業務に携わる職員は、毎年行われる税制改正等の法令を理解することが重要であり、業務のほとんどを電算システムで行うため、これらのシステム等の操作方法を理解することも併せて重要になります。担当職員の不在時や人事異動による事務引継時において行政サービスを低下させないよう、システムの操作方法を含めた各業務の事務処理マニュアルの充実に努めます。</p> <p>また、債権管理については、債権の管理体制及び手法の整備を図るため、債権管理事務の各種手続きに関するマニュアルを定め、町債権の効率的かつ効果的な管理を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	随時 ・既存マニュアルの見直し 4～6月 ・債権管理条例制定による事前の情報収集 ・収納確保委員会での債権管理条例の素案作成・協議 ・債権管理条例(案)議会提出	10月 ・総合窓口移管事務に係るマニュアルの改正 随時 ・既存マニュアルの修正	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	次年度以降の業務に活用できるよう、現在作成されているマニュアルの見直しを行い、平成30年度版のマニュアルを完成させます。 また、債権管理条例を制定します。		

5	内部管理経費の節減	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>課員一人ひとりがコスト削減の意識を持って業務にあたり、可能な限り経費の縮減に努めます。具体的には、業務で使用する各システム等の連携について、OA機器、ソフトウェア及び事務用品等の販売納入業者と協議を行い、業務の効率化及び事務用品等の経費節減を図ります。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの徹底 ・事務用品の共有と低コスト意識の徹底 ・コピー機の利用制限（PDF等の利用） ・過度のカラーコピーの利用制限 ・書類作成時の両面印刷の徹底 ・書類印刷前のプレビュー画面での記載内容確認の徹底 ・書類作成時の集約両面印刷の活用 ・退席時の照明及び電子機器の電源OFFの徹底 ・公用車のアイドリングストップ ・執務室内使用水道の節水の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの徹底 ・事務用品の共有と低コスト意識の徹底 ・コピー機の利用削減（PDF等の利用） ・過度のカラーコピーの利用制限 ・書類作成時の両面印刷の徹底 ・書類印刷前のプレビュー画面での記載内容確認の徹底 ・書類作成時の集約両面印刷の活用 ・退席時の照明及び電子機器の電源OFFの徹底 ・公用車のアイドリングストップ ・執務室内使用水道の節水の徹底 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	事務経費も含めた内部管理経費の5%削減（対前年比）		

6	町税等の収納率の向上	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	<p>私債権・公債権の収納率向上を図るため、徴収事務の研修の充実を行います。具体的には、債権回収等について全庁的に職員が理解を深め、私債権の法的性格、債権のあり方、強制執行や裁判所を利用した債権確保の法的手続き等の講義・演習を受け効果的な回収の仕組みづくりができる能力向上を図り、また、公債権については、地方税法総則や国税徴収等の制度、財産の調査差押えなどの実務、納税者折衝、滞納整理事例等に関する講義、演習により、税徴収に関する基本的事項及び専門的知識の習得実務遂行能力の向上を図り、職員の徴収管理能力を育てることで、町税等の収納率向上に努めます。</p>		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時 収納確保委員会の開催 ・ 6月中旬 市町村税徴収事務研修（税務課、千葉県千葉市、11日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時 収納確保委員会の開催 ・ 10月下旬 使用料等の債権回収研修（所管課、税務課、滋賀県大津市、5日間） ・ 11月上旬 市町村税徴収事務研修（税務課、千葉県千葉市、11日間） 	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理、回収の実務知識を習得します。 ・ 私債権の適正な管理手続きを理解します。（私債権を通じて公債権との違いを理解します。） ・ 徴収方法として法的措置を理解します。 ・ 適正な免除、債権放棄を理解します。 		

7	事務事業の民間委託の推進	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	「第6次矢吹町行財政改革大綱」に基づき、財政の健全化・効率化に取り組むため、税務課として今まで実施してきた事務事業の民間委託に加え、さらなる可能性について検討します。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	県内外を問わず、先進的に取り組んでいる自治体の事例（クレジット納付・電話催告等）について、情報を収集します。	情報収集した先進地での事例について、本町において導入可能か検討します。	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	今まで取り組んできた以上の民間委託の可能性について協議検討を行い、取り組み可能なものについては、年度末までに事業の導入スケジュールを作成します。		

8	時間外勤務命令の抑制	税務課	行財政改革実行計画
事業の概要・実施方針	定期的に行われる日々の業務について、事務の効率化や課内及び係内の役割分担の連携を検討し、長時間の時間外勤務とならぬよう職員の体調管理を考慮した労働管理を徹底し、時間外勤務の抑制に努めます。		
進行管理	実施方法・手段・スケジュール等(いつ・何を行うか)		
	前 期	後 期	
	随時 ・課内会議及び係内会議の開催 ・効率的な事務の検討(収納事務要綱等の改正) ・ゆう活及びフレックス制について導入の検討(当初課税前の課税入力事務及び収納率向上を図るための夜間折衝及び電話催告等の時間外に行わなければならない業務)	随時 ・課内会議及び係内会議の開催 ・効率的な事務の検討(収納事務要綱等の改正) ・ゆう活及びフレックス制について導入の検討(当初課税前の課税入力事務及び収納率向上を図るための夜間折衝及び電話催告等の時間外に行わなければならない業務)	
目標管理	成果目標・数値目標等		
	時間外勤務時間の抑制		